

吹田市水道部公告第 2 1 号

配水支管設計業務（その 1）に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 6 年 5 月 2 4 日

吹田市水道事業管理者 前 田 聡

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | |
|-----------|--|
| 1 業務名称 | 配水支管設計業務（その 1） |
| 2 業務場所 | 吹田市江坂町 3 丁目地内ほか |
| 3 履行期間 | 令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 9 月 3 0 日 |
| 4 業務種類 | 土木設計 |
| 5 業務概要 | 配水管布設替詳細設計（図面作成業務の一部及び数量計算業務を含まない） 1 式
(1) 江坂町 3 丁目配水管 $\phi 100\text{mm} \sim \phi 150\text{mm}$ 布設替工事
L = 300m
(2) 竹見台 2 丁目ほか配水管 $\phi 100\text{mm} \sim \phi 200\text{mm}$ 布設替工事
L = 1,695m
(3) 津雲台 2 丁目ほか配水管 $\phi 50\text{mm} \sim \phi 200\text{mm}$ 布設替工事
L = 1,935m
(4) 東御旅町配水管 $\phi 50\text{mm} \sim \phi 300\text{mm}$ 布設替工事
L = 120m |
| 6 予定価格 | 4,430,000 円（税抜） |
| 7 最低制限価格 | 事後公表とする。 |
| 8 入札回数 | 1 回 |
| 9 入札保証金 | 吹田市水道部会計規程第 5 2 条の規定に基づき免除。 |
| 10 契約保証金 | 契約金額の 10% 以上 |
| 11 支払条件 | (1) 前払い 有り（契約金額の 30% 以内の額）
(2) 部分払い 無し |
| 12 主な保険等 | なし。 |
| 13 入札参加資格 | 以下に掲げる要件を全て満たしていること。
(1) 吹田市水道部制限付一般競争入札 共通入札説明書（以下「共通入札説明書」 |

という。)で示す資格要件を全て満たしていること。

(2) 本市の入札参加有資格者名簿(以下、「資格者名簿」という。)(設計監理・地質調査・測量等業務委託部門)に市内業者(本市の資格者名簿に市内本店で登載されている者をいう。)又は準市内業者(本市の資格者名簿に市内支店で登載されている者をいう。)として登載されており、参加希望業種が土木設計であること。前記以外の業者として登載されている場合は、参加希望業種の希望順位1位が土木設計であること。

(3) 市内業者又は準市内業者として参加する場合は、本市の資格者名簿(設計監理・地質調査・測量等業務委託部門)に市内業者又は準市内業者として登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。前記以外の業者として参加する場合は、本市の資格者名簿(設計監理・地質調査・測量等業務委託部門)に登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。

(4) 官公庁等(国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。)が発注した本案件と同一の業種の設計業務を元請として履行(設計共同企業体による履行にあつては、代表者としての履行に限る。)した実績を有する者であること。(完了・引渡しが平成26年度から入札参加資格確認申請受付最終日において完了していること。)

(5) 直接雇用し、次のいずれかひとつに該当する者を管理技術者として配置できること。(入札参加資格確認申請受付最終日において3か月以上雇用していること。また、他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。)

ア. 技術士法による二次試験のうち技術部門を「上下水道部門(旧水道部門を含む。)(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者。

イ. 技術士法による二次試験のうち技術部門を「総合技術監理部門」(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者。

ウ. (一社)建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM(登録部門を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)の資格を有し、登録証書の交付を受けている者。

(6) 直接雇用し、前記(5)の条件のうちいずれかひとつに該当する者を照査技術者として配置できること。(入札参加資格確認申請受付最終日において3か月以上雇用していること。また、他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。)

※なお、管理技術者と照査技術者とは兼務することはできない。

(7) 本市水道部が公告する電子入札案件で、令和6年度中に落札(落札候補者を含む。)した件数が、本件の落札候補者決定時において2件未満である者で

あること。市内業者及び準市内業者については3件未満である者であること。

ただし、受注件数の制限の対象外とした案件を除く。

- 14 入札の無効 前項に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

15 入札参加資格確認申請及び結果

(1) 申請受付期間

令和6年5月27日(月) 午前9時から

令和6年6月7日(金) 午後5時までの吹田市電子入札

システム(以下「システム」という。)稼働中

(2) 結果通知日

令和6年6月11日(火)

16 設計図書等の交付方法

システムからダウンロードすること。

17 質疑及び回答

(1) 質疑受付締切日時 令和6年5月31日(金) 午後5時

(2) 回答掲載開始日 令和6年6月5日(水) から

18 入札書の提出及び開札

(1) 入札書受付期間

令和6年6月19日(水) 午前9時から

令和6年6月20日(木) 午後5時までのシステム稼働中

(2) 開札日時

令和6年6月21日(金) 午前9時30分以降

- 19 事後審査 落札候補者に対しては、本市水道部から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を提出すること。

(1) 提出日時 令和6年6月21日(金) 午後3時まで

(2) 提出場所 吹田市水道部企画室(経理グループ)

(3) 提出書類(各1部)

ア 配置予定技術者の資格者証の写し

イ 配置予定技術者を直接雇用していることが確認可能なもの

ウ 入札参加資格要件を満たす元請受注実績が確認可能な書類

(契約書・設計仕様書・TECRIS業務カルテの写し等)

エ 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員

及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書

(契約予定額が500万円以上(税込)となる場合)

(4) 提出された証拠書類については、返却しない。

- 20 その他 入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。
- 21 問い合わせ先 吹田市南吹田3丁目3番60号
吹田市水道部企画室（経理グループ）（吹田市水道部本館3階）
電話（直通） 06-6384-1253